

論点③ 訪問リハビリテーションにおける事業所医師の関与の促進

論点③

- 事業所医師の診療方法は、外来診療が約8割、訪問診療が約6割であり、その他の診療方法としてオンライン診療等が実施されている。
- 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所医師がやむを得ず診療を行わない場合について、「適切な研修の修了等」をした別の医療機関の医師が診察等を行うなど、一定の要件を満たす場合には、適正化した単位数での算定が可能となっている（診療未実施減算）。
- 診療未実施減算の全算定回数における算定率は、減算創設時には20.8%だったが、現在は11.0%まで減少し、診療未実施減算を算定しない訪問リハビリテーションの割合が増えている。
- 診療未実施減算を算定している理由としては、「事業所医師の診療時間の確保が困難なため」等があげられた。
- 「適切な研修の修了等」については、減算創設時より適用を猶予しているが、「別の医療機関の医師の研修受講の有無が確認できていない」、「医師の研修の受講が進んでいない」等の課題がある。
- また、診療未実施減算を算定している利用者の27.7%で、リハビリテーションマネジメント加算が併算定されていた。
- 診療未実施減算を算定していない訪問リハビリテーションの割合が増加している中、診療未実施減算の取り扱いについてどのように考えるか。

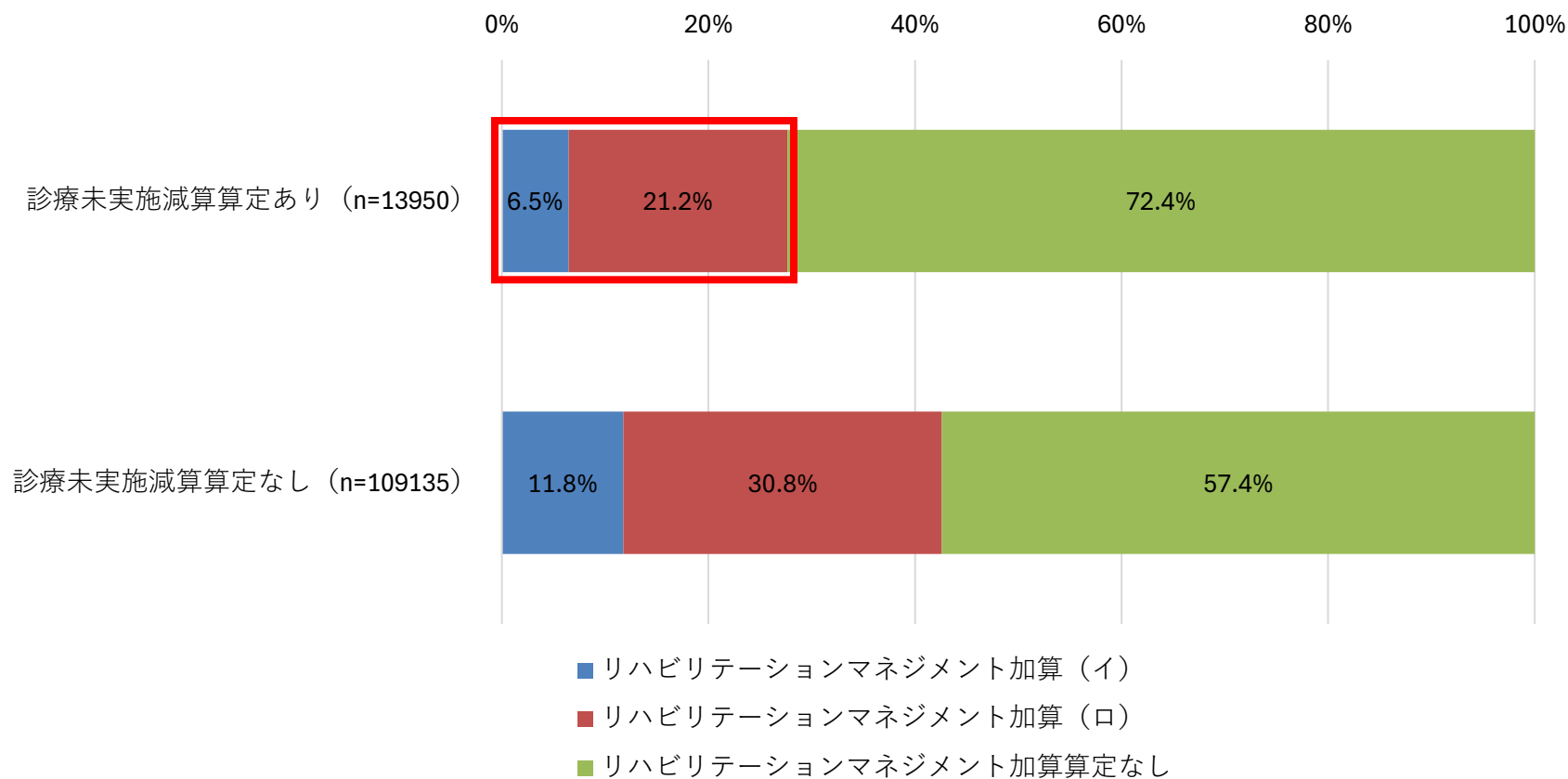
対応案

- 事業所医師が外来や訪問による対面での診療が困難な場合のオンライン診療の利用について明確化してはどうか。
- 診療未実施減算による訪問リハビリテーションが減少してきているため、適用猶予期間を設けた上で、事業所医師の診療による訪問リハビリテーションの実施を基本としてはどうか。
- 適用猶予期間において、利用者の状態を評価した事業所医師によるリハビリテーションマネジメントを推進する観点から、診療未実施減算を算定している場合にリハビリテーションマネジメント加算の併算定を不可としてはどうか。

リハビリテーションマネジメント加算の算定状況

○診療未実施減算を算定している利用者の27.7%で、リハビリテーションマネジメント加算が併算定されていた。

■リハビリテーションマネジメント加算の併算定状況



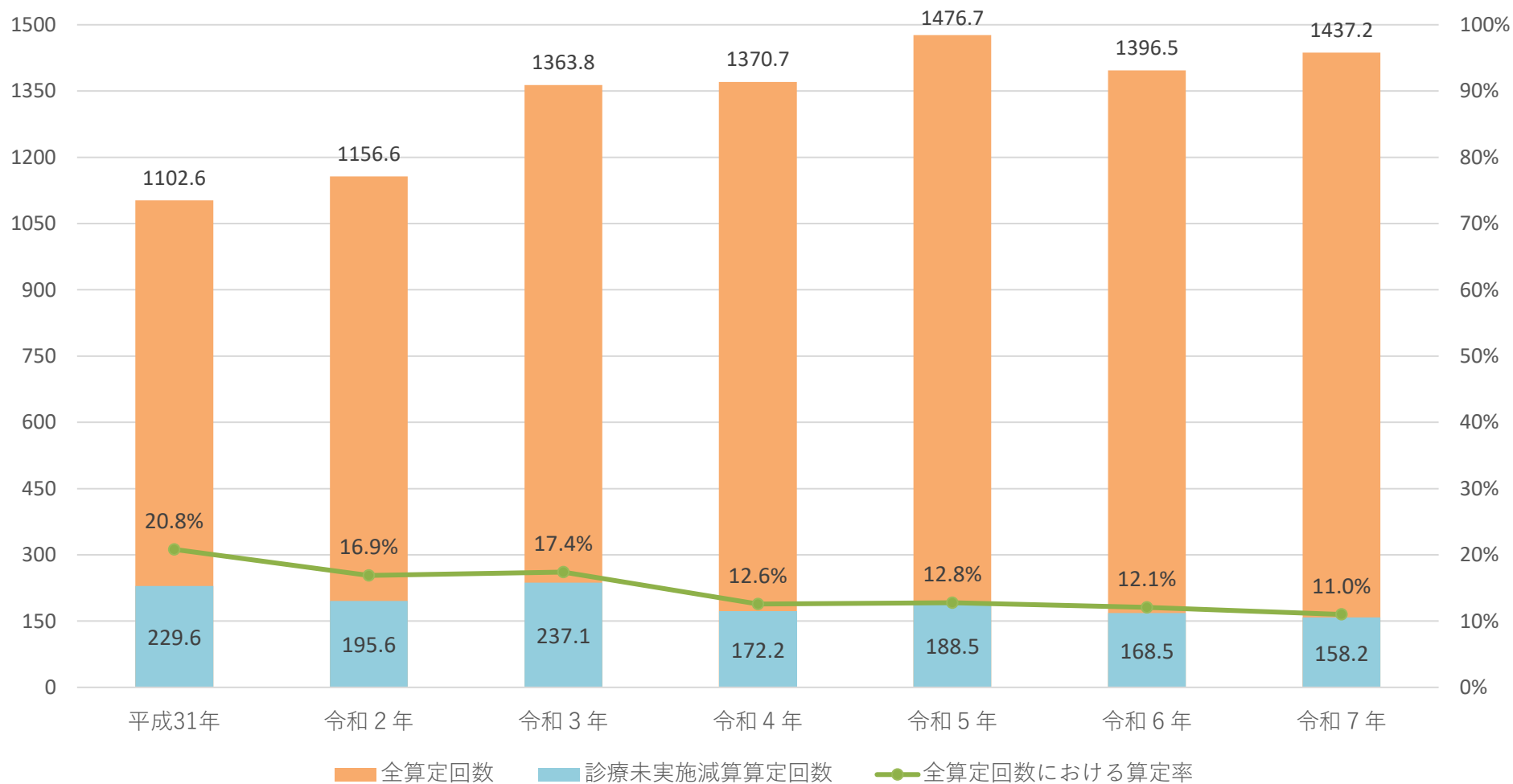
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分）より老健局老人保健課にて作成

リハビリテーション計画の作成に係る診療未実施減算の算定状況

○全算定回数における診療未実施減算の算定率は11.0%であり、減算創設時と比較し、算定回数・算定率とも減少している。

■診療未実施減算の算定回数と算定率

(千回)



【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年 4 月審査分）より老健局老人保健課にて作成